

大阪市告示第947号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和8年7月3日

大阪市長 横山英幸

金融機関名	店舗名	所在地		変更年月日
関西みらい 銀行	上新庄支店	変更前	〒533-0005 大阪市東淀川区瑞光1-11-5 (りそな銀行上新庄支店内)	令和8年 7月13日
		変更後	〒564-0036 吹田市寿町1-4-3 (関西みらい銀行吹田支店内)	
	東淀川支店	変更前	〒533-0005 大阪市東淀川区瑞光1-11-5 (りそな銀行上新庄支店内)	
		変更後	〒564-0036 吹田市寿町1-4-3 (関西みらい銀行吹田支店内)	

(会計室会計管理担当)